

# 宮崎市中間検査実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、宮崎市工事検査要綱第3条第1項第3号に定める中間検査について、工事の品質確保及び良好な完成を図るため必要な事項を定める。

## (検査の対象工事及び実施回数)

第2条 中間検査は、目的により「中間技術検査」と「中間確認検査」に区分し、その内容及び対象は、次のとおりとする。

- (1) 中間技術検査：工事の品質確保を図るため施工途中において施工状況等を確認する検査で、当初設計金額1億円以上でかつ工期が180日を超える工事、又は別表に該当する工事
- (2) 中間確認検査：工事完成時に出来形・品質・出来ばえ等の確認が困難となる場合に完成検査を補完するために行う検査で、施工途中に当該部分の確認をする必要がある工事、又は別表に該当する工事
- (3) (1)(2)の他、工事担当課長が特に必要と認める工事 なお、部分使用に伴う検査については、原則として監督職員による品質及び出来形等の検査とするが、協議により技術検査室で中間検査を実施できるものとする。

2 実施回数は、次のとおりとする。

- (1) 中間技術検査：原則1回実施する。ただし、工期が1年を超える場合、又は工事担当課長又は技術検査室長が必要と認める場合は、2回以上実施できる。
- (2) 中間確認検査：工事担当課と技術検査室との協議により必要に応じて実施する。

## (実施時期の目安)

第3条 実施時期の目安は、次のとおりとする。

- (1) 中間技術検査：当該工事の出来高検査、一部完成検査、完成検査等の時期等を考慮しながら施工の各段階における重要な変化点等で行う。
- (2) 中間確認検査：施工途中に、当該部分を確認する必要があると認められた時点で随時行う。
- (3) (1)(2)とも工事担当課長と技術検査室長が協議の上決定する。

## (検査の依頼)

第4条 工事担当課長は、中間検査を必要とする場合、工事検査依頼書に必要な書類を添え技術検査室長に依頼する。

2 技術検査室長は、前項の依頼を受けたときは、すみやかに当該検査を担当する検査員を指名し、検査の実施日等を検査実施通知書により工事担当課長に通知する。

(検査項目及び方法等)

第5条 検査項目及び方法等は、次のとおりとする。

- (1) 中間技術検査：施工計画、施工体制、施工状況、施工管理、品質、出来形、出来ばえその他について、書類検査及び現地検査により実施する。
- (2) 中間確認検査：出来形・出来ばえ等について、現地検査により実施する。

(検査調書)

第6条 検査員は、検査の結果、工事の施工が設計図書等に適合していると認められるときは、検査調書をすみやかに技術検査室長へ提出し、工事担当課長へ送付する。

(中間技術検査と他の検査との関係)

第7条 中間技術検査で確認した部分については、出来高検査、一部完成検査及び完成検査時における技術的確認を省略することができる。ただし、検査員が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 中間技術検査は、出来高検査と同時に行うことができるものとする。

(給付関係)

第8条 中間検査は、技術的確認又は状況の確認を行う検査であり、給付の対象とならない。

(対象工事の指定)

第9条 中間検査対象工事は、特記仕様書で指定するものとする。

附 則 この要領は、平成23年 12月 1日から施行する。

附 則 この要領は、令和8年 4月 1日から施行する。

別表（第2条関連）

「中間検査対象工種事例一覧」（目安）

| 種 類       |   | (1)中間技術検査<br>書類※1+現地検査 | (2)中間確認検査<br>現地検査 ※2 | 実施時期等<br>※4 |
|-----------|---|------------------------|----------------------|-------------|
| 仮設道路      | 一般供用する仮設道路等<br>(設置+撤去の場合)                         | 出来形・出来ばえ               | ○                    | 一般供用開始前     |
| 重要<br>構造物 | 橋梁(橋台・橋脚)<br>RC擁壁<br>RCボックスカルバート<br>樋管・樋門<br>水槽 等 | 管理状況・施工状況              | ○                    | 進捗率 概ね50%   |
|           |   | 鉄筋組立                   | ○                    | 完了時         |
|           |   | 出来形・出来ばえ               | ○                    | 埋戻前         |
| 舗装        | 路盤工   | 出来形・出来ばえ               | ○※3                  | 完了時         |
| 法面        | アンカー工   | 配置・延長<br>(施工状況)        | ○                    | 施工中         |
| 橋梁        | 橋梁上部工、水管橋、<br>橋梁添架管                               | 鉄筋組立                   | ○                    | 完了時         |
|           |   | 出来形・出来ばえ               | ○                    | 足場撤去前       |
| 塗装        | 塗装工<br>(鋼橋・水管橋)                                   | ケレン                    | ○                    | ケレン終了後      |
|           |   | 出来形・出来ばえ               | ○                    | 足場撤去前       |
| 杭         | 場所打杭  | 鉄筋組立                   | ○                    | 完了時         |
|           |   | 配置                     | ○                    | 杭打込み完了時     |
|           |   | 杭頭処理                   | ○                    | 処理完了時       |
|           | 既製杭   | 配置                     | ○                    | 杭打込み完了時     |
| 杭頭処理      |   | ○                      | 処理完了時                |             |
| 建築        | 建築工事<br>(延べ床面積1,000㎡以上)                           | 躯体                     | ○                    | 完了時         |
|           | 改修工事<br>(塗装工事を含む)                                 | 壁面・屋根等                 | ○                    | 足場撤去前       |
| 設備        | 水処理設備<br>(水槽内機器等)                                 | 施工状況                   | ○                    | 水張り前        |
|           | ポンプ設備<br>(水中ポンプ等)                                 | 施工状況                   | ○                    |             |
|           | 高所設置機器<br>(照明・空調機等)                               | 施工状況                   | ○                    | 足場撤去前       |

※1：書類とは、検査対象物に関する設計図書・契約関係書類・施工計画書・材料使用願・打合協議簿・出来形管理・品質管理・管理写真・状況写真等を指す。

※2：「中間確認検査」においても、検査確認に必要な最低限の管理書類や写真等が必要となる場合がある。

※3：例えば、当該工事の完成検査前に表層工等の別契約工事の施工が必要となり、完成検査時には路盤の出来形の確認が困難となる場合など。

※4：「中間確認検査」の回数については、1工種につき概ね1～2回までとし、「足場」は最終の足場とする。また、実施日についても極力監督員の段階確認日に合わせることを。

× 中間検査の対象外とする工種事例

|    |  |
|----|--|
| 土木 | 維持、修繕、土工、植栽、浚渫等の単純工事、<br>開削工法による上下水道管の布設工事、更生工法による下水道管工事 |
| 建築 | 解体工事、外構工事、内装のみ工事等、建築物の構造に直接影響しない工事                       |
| 設備 | 製作期間が長く現場工期が短い工事   |

(参 考)

### ○特記仕様書記載例

第〇〇条 中間検査の実施

本工事は、中間検査の対象工事となることがあるが、その場合には、監督員が指示する。

### \*監督員指示書記載例

本工事は、中間検査の対象工事となる。受注者は、実施希望日等について、監督員と協議すること。